

法文及びディカー裁判所の判決から見た近代タイにおける
妾の法的諸問題をめぐる考察

西田 真之

序

本稿は、タイ近代法史の一端を明らかにするために、近代タイにおける妾をめぐる法的諸問題について、関連する法文やその解釈、及びディカー裁判所の判決を素材として考察するものである。

タイでは一九世紀末から近代型の法典を整備してゆく中で、家族法の編纂過程では一夫一婦制をめぐる議論が焦点となった。というのも、固有法である三印法典には夫の娶ることのできる妻は三種類いる旨が規定されており、近代法典編纂を契機として西洋諸国に倣って一夫一婦制の明文規定を設けるべきか否か、という問題に直面したためである。

こうした妾の問題はタイのみならず、広義の東アジアにおいて独立を保持しながら法の近代化を行った日本や中国でも同様に議論されていることから、これら三カ国における近代期の妾の動向を比較法史の観点から考察す

することも可能と言える。しかしながら、日本におけるタイ近代法史の研究蓄積は薄く、妾に焦点をあてた研究はいくつかあるものの²⁾、未だに日本や中国の妾をめぐる議論と相互比較するための素地が整っていない。このような現状に鑑み、将来的には近代東アジアにおける妾を取り巻く状況を比較考察することを念頭に、本稿では近代タイにおける妾の法的諸問題を取り上げ、検討を加えてゆく。

妾に関する法的諸問題を見る際には、民法上と刑法上の両方の観点から分析する必要がある。前者の課題として、重婚の禁止規定や、夫が妾を有していることを理由に妻側の離婚事由が認められたのか否か、という夫婦間の離婚事由の規定が挙げられる。後者には、妾を有している夫に対し姦通罪や重婚罪が適用されるのか否か、また親族に関する規定の効力が妾にも及んでいたのか、という問題が含まれる。そこで、本稿ではこうした規定を中心に取り上げ、近代タイで一夫一婦制と妾の整合性がどのように考えられたのかについて着目する。

尚、本稿で意味する「妾」とは、同居・別居を問わず、ある男性が正式な婚姻儀式や手続きにより関係を結んでいる妻以外に、そうした儀式・手続きを経ることなく双方（即ち、男性と妾になるうとする女性との間で）の許諾や同意の下で性行為及び扶養関係を有している女性、と定義しておきたい。やや広域な概念であるが、これはタイの裁判例で見られるように男性が複数の女性と継続的に関係を有していることが明らかにしているものの、明確に妾の定義が示されていないこと³⁾、さらに、今後東アジアにおける妾の諸問題を比較検討することも視野に入れ、広い概念で以て妾を定義する趣旨に基づく。またタイ近代法史の時期区分であるが、その端緒を司法省を設置し、またベルギー人のお雇い外国人のロラン・ジャックマン（Gustave Rolin-Jaequemyns）を招聘し、本格的な司法改革が開始された一八九二年とし、一院制の人民代表議会が置かれた一九三三年憲法が廃止され、現在の二院制の国会を創設するに至った一九四六年憲法が制定された一九四六年までと捉える。この期間に基本

法典が徐々に整備されてゆくが、その過程における妾の法的諸問題をめぐる動きを考察してゆく。

表記方法について、国名は一九三九年に現在の国名を採用する以前は日本では「シャム」或いは「暹羅」と記されていたが、引用部分を除き便宜上「タイ」と記し、年号は混乱を避けるために西洋曆に換算して記載するものとする。また、引用箇所も含めて新字体で統一する。

一・法文の規定

(一) 民商法典家族法

まず、民商法典家族法での関連する規定を、法典の編纂過程と併せて確認しておく。

一九一三年六月一日にワチラーウット王（ラーマ六世）が一夫一婦制の婚姻法草案を支持した Prince Svasti Sobhon に対して覚書を記したが⁽⁴⁾、国王は、タイの婚姻法の原理として一夫一婦制を採用することに慎重な意見を示した上で、その理由として一夫一婦制が確立されているヨーロッパ諸国とは異なり、タイでは国民の間で長年一夫多妻制に馴染んできたこと、仮にタイが一夫多妻制を堅持するとヨーロッパ諸国よりも道德の水準が低いことを示すとの指摘があるが、ヨーロッパでは宗教上一夫一婦制が定められているのに対し、タイでは宗教上一夫多妻制は禁止されておらず、これを不道德なものとして非難されていないことから当該指摘は的を射ていないこと、等を挙げる⁽⁵⁾。一方で、王子は一夫多妻制を法文の中に明記することは、タイの法律がヨーロッパの法律と同等の水準に達していないことを理由として、タイの道德を批難する手段となり、不名誉を齎すことにつながりかねないことへの危機感を表明した⁽⁶⁾。

近代期に諸外国から招聘されていたお雇い外国人たちも婚姻法制をめぐる議論の中で異なる見解を示していた。フランス人のジョルジュ・パドゥー (Georges Padoux) が一九一三年五月九日に国王に宛てた書簡では、家族法分野、特に婚姻・離婚・相続等に関する事項については、タイの慣習を重視しタイ人編纂委員の手により起草されるべきことを主張している。⁷⁾その後、リヴィエール (Riviere) 、ギヨン (René Guyon) 、モンシャルヴィーユ (Moncharville) のフランス人立法者が起草した法案では、「有夫の女は重ねて婚姻することを得ず」、「数人の妻の夫たるものは、各妻をして別居せしむることを得、此の場合に於て夫は各妻と順次同棲することを得」、「数人の妻ある場合には、最初妻として登記を経たる者を正妻とし、其の他の者を副妻とす」と、一夫多妻制を前提とした条項が盛り込まれた。⁸⁾これに対して、日本人お雇い外国人の政尾藤吉は「斯くの如き恥ずべきことを麗々しく法典の上にも書くにも及ばない。最初登記を経たものを正妻とし、その他を副妻とする必要は何処にある、最初の一人だけを登記し、後の者は登記しないでいい、さうすれば所謂副妻なる者は妾と同様となり、必ずしも民法の条章に書き立てるにも及ばない。(略)尤も暹羅国は昔から一夫多妻が行はれた国であるから、一朝一夕にこの弊習を廃するのは不可能である。然し一夫多妻主義を事実として認め之に蓋を被せ置くのと之を法律上の制度として認め、法律の条文に麗々しく書き立てるのは雲泥の差がある。(略)それに今日総ての点に於て可及的の日本を模倣せんとしつつある暹羅国が、民法の正文に於て堂々と蓄妾制度を公認するのみならず『数人の妻の夫たるものは云々』とか『此の場合に於て夫は順次各妻と同棲することを得』云々の如き条文を麗々しく書き立てるに於ては、単に各国に対して面目を失し、条約改正を困難ならしむるのみでなく、最も憂ふべきは暹羅国民をして益々惰落せしむるものである。⁹⁾」と反論した。

一九一三年七月には婚姻形態をめぐる議論を一旦保留とし、実際に婚姻登録時の婚姻形式を見極めてから決定

することとなった。その後、プラチャーティポック王（ラーマ七世）の統治となり、一九二七年には婚姻や離婚の際には登録しなければならないことを盛り込んだ家族登録法案が起草された。草案の審議では、婚姻は全て登録しなければならないことと併せて、男性が登録できる妾は複数でも可能であるが妻は一人に限って登録できることが決定された。その後も議論が重ねられ、一九二八年一〇月には内閣にて投票により、八対六で数婦を娶ることが可能となるように決せられた。その後、一九三二年に夫婦法改正法が公布されたが、婚姻形態について女性側は他の男性の妻であつてはならないことが規定されたが、反対に男性側に対する規制はなかった。また、夫が登録できる妻は一人であり、その他の女性を妻として登録してもその効力が認められないことが規定されたため、単に妻を複数登録することが禁じられているに過ぎず、妾を有することは法律上問題視されていなかった。¹⁰⁾ 同法は一九三二年四月より施行される予定であつたが、登録の際の費用が多大であることを理由に施行されることは無かつた。¹¹⁾ 夫が複数の女性を妻として登録することは何度か検討されたが、最終的には一九三四年一月の裁決で七七対一九の票により妻を一人のみ登録することが決定された。¹²⁾

その後、一九三五年に民商法典第五編家族法が公布され、夫婦の成立要件や離婚事由については次の条文が設けられた。

第一四四五条

結婚は以下の時に行うことができる。

- (一) 男が満一七歳を迎え、女が満一五歳を迎えていること。
- (二) 男女が直系尊属又は卑属、若しくは兄弟姉妹又は異父母の兄弟姉妹の血縁関係がないこと。

(三) 男又は女が他人の配偶者となっていないこと。

(四) 男女がお互いに夫婦となることを承諾すること。

(五) 男女が精神の錯乱している者でないこと。

配偶者を失った女性が新しく結婚するには、先の結婚が失われてから三一〇日を経過しなければならない。しかし、以下の時には期間内に結婚することができる。

(a) その期間内で子が生まれたとき。

(b) 離婚した者同士が再婚するとき、若しくは

(c) 裁判所の命令により結婚するとき。

第一四四九条

この法典での婚姻は、登録によりその要件を満たす。

第一四五一條

既に結婚の登録をした者は、死亡、離婚、或いは裁判所による取消を理由として先の結婚関係が無くなったと証明する以外には別に他の登録をすることはできない。

第一四八八条

如何なる人も裁判所による審判を除いては婚姻関係が無効又は無効になり得るものである、と言ひ立てることはできない。

第一四九〇条

第一四四五条第二項・第三項又は第五項の規定に反する婚姻は無効と見做す。

第一五〇〇条

離婚事由は以下の通りである。

- (一) 妻が姦通を犯した時、夫は離婚することができる。
- (二) 夫又は妻に重大な非行があり、他方又は他方の尊属の身体に傷を与え、若しくは他方又は他方の尊属を侮辱、蔑視し、もしその程度が重大であるならば、他方は離婚の訴えを提起できる。
- (三) 夫又は妻が故意に他方を一年以上遺棄し、又は適度に扶助、生活を保障せず、若しくは夫や妻に対する重大な違反行為により、一方が以後夫婦として共同生活できなくなるまでに至った時には、他方は離婚の訴えを提起できる。
- (四) 夫又は妻が最終判決により窃盜、強奪、海賊行為又は通貨偽造により投獄され、若しくは最終判決によりその他の罪で三年以上投獄された時、他方は離婚の訴えを提起できる。
- (五) 夫又は妻が裁判所より消息不明と宣告され、裁判所がその宣告を取消していない時、他方は離婚の訴えを提起できる。
- (六) 夫又は妻が裁判所により精神異常を理由として無能力者と宣告され、その宣告日より三年以上経過し、治癒の見込みがなく、以後夫婦として共同生活ができなくなるまでに至った時には、他方は離婚の訴えを提起できる。
- (七) 夫又は妻が行った行為で誓約に違反した時、他方は離婚の訴えを提起できる。
- (八) 夫又は妻が重い伝染病に罹り、他方に対して危険があり、治癒の方法がない時、他方は離婚の訴えを提起できる。

(九) 夫又は妻が生殖器に欠陥があり、恒久的に夫婦として生活を共にすることができなくなった時、他方は離婚の訴えを提起できる。

婚姻をするための要件として配偶者を有していないこと、結婚の登録に際しては一度登録をした者は死亡や離婚、裁判所による婚姻関係の取消という事由以外には新たな登録をしてはならないこと、が定められており、法典の体裁としては原則一夫一婦制が採られていることが分かる。⁽¹⁴⁾

但し、離婚事由の規定が夫婦間で区別され、男性が妻以外の女性と関係を有することが暗に認められるようになっていたことには留意しなければならない。姦通を事由とする離婚請求権は夫のみに認められ、妻には認められていない。このことについて、Phraya Sarikaphongthamphlat Manuphatyuktisaphadit⁽¹⁵⁾は、妻の姦通行為は伝統的に下劣な行為と見做され、名誉を失する行為であること、また夫の姦通は法律上述べられていないために、複数の女性と関係することが認められており、男性が結婚した後妻以外の女性と関係を結んだ場合の扱いが明確ではないことを指摘する。⁽¹⁶⁾ Sanya Dharmasakti⁽¹⁶⁾は、姦通を事由とする離婚を妻に認めることは夫婦の婚姻関係を改善するものではなく、さらに離婚率が高まる危険性があることを指摘し、離婚規定の夫婦平等化には慎重な意見を示す。

しかし、場合によっては第一五〇〇条第三項の規定を適用することが考慮されるようになっていた。本来当該条項で妻からの離婚請求が認められる場合とは、夫が娼婦を管理し、妻に娼婦のように売春を強制させた際に、これを夫の重大な違反行為と捉え、夫婦が共同生活を行うことができな事例等を想定していた。⁽¹⁷⁾ これに対し、例えば夫に妾がおり、度々妻を面と向かって冷やかす行為を繰り返す場合には慎重に裁判所で考慮斟酌されるこ

となる、として、柔軟な解釈が示されるようになったことが窺われる⁽¹⁸⁾。先の Sanya Dharmasakti も、夫が妾を有することは妻に対する重大な侮辱として離婚事由を認めるよう修正を加えることには前向きなことを表明する⁽¹⁹⁾。

他方で、夫が単に妾を有する行為は妻側の離婚事由として認められていなかったことは問題視されていた。Adul Wichiencharoen は夫にのみ姦通による離婚請求が認められるのは一夫一婦制の阻害となり得るため、夫の姦通を事由とする妻の離婚請求を認める条項を加えるべきことを主張、夫が他の女性を扶養する場合に妻は離婚を請求し得るように文言を設けるよう提案がなされていた点を指摘する⁽²⁰⁾。Winolsiri Jannarwej は、一九七〇年一月に家族法の改正点を提示、その中で第一四八八条を削除し、複数の婚姻関係を結んだ場合は、最初の結婚契約は有効とし、後の婚姻関係は自動的に無効と見做す条文を定めること、さらに離婚事由の夫婦平等化を図り、夫が他の女性と同居している場合には妻が離婚を訴える事由を有するようにつきことを訴えた⁽²¹⁾。

その後、家族法にいくつかの修正が施されることとなった。まず、一九七六年には、姦通を理由とする離婚事由規定について「夫が他の女を妻の如く扶助、生活を保障、又は礼遇し、若しくは妻が姦通を犯した時、他方は離婚の訴えを提起できる。」と文言を改め、夫が別の女性と関係を有した場合に、一定の要件で妻側に離婚の訴えを提起することを認めた。また、一九九〇年には婚姻関係の無効規定が修正された。従来は裁判所の宣告によってのみ婚姻関係が無効であるとされていたが、一夫一婦制の原則を破壊する行為、例えば、重婚の禁止を定める第一四五二条に違背する婚姻関係を結んだ際には、「第一四五二条に違反する事由により無効となる婚姻は、利害関係人である如何なる者でも、婚姻関係が無効であるとの裁判所の判決を主張、又は請求することもできる。」と、婚姻関係の無効規定についてより細かい規定を定めることとなった。

しかしながら、姦通をめぐる離婚事由には依然として夫婦間の区別が設けられたままであった。Virada Somsawadi は、夫婦間の離婚事由の文言を次のように解説する。⁽²⁾ まず、「夫が他の女を妻の如く扶助、生活を保障すること」には、仮に夫の支援が間をおいて一度又は二度、或いは数回でもその支援のための金額が僅かであり、生計を立てるのに充分でない時は含まれないものの、その支援が一度のみ又は二度に過ぎなくとも、金額が非常に多い場合には別途考慮される。「夫が他の女を妻の如く礼遇すること」とは、その女性を妻と同等に扱うということである。例えば、妻以外の女性と儀式や礼式へ参加すること、同居すること、他人にその女性を家内と紹介すること、同居している旨を他者に告げること等が該当する。一方で、もし仮に男性が他の女性と姦通行為を有し、性行為を行う段階に至ったとしても、妻の如く扶助、生活を保障、若しくは妻のように礼遇したということとはならない。あくまでも妻の如く扱うことが要件であるので、例え性的関係がなくとも、他の女性を妻の如く扶助、生活を保障し、或いは妻のように礼遇した場合には、妻側は当該条項に従い離婚の請求をする事由となる。「妻が姦通を犯した事」とは、共に寢床に入ることの意味する。これは、妻が他の男性と性行為を行った事実又は証拠さえあればよく、妻が他の男性を扶助、生活を保障、又は礼遇した事実を考慮することは要しない。これは、法律上夫が他の女性と性交を行うことについては、妻が当然に離婚できるものに相当するほどの劣悪なものとはなっておらず、夫が他の女性を妻の如く扶助、生活を保障、或いは礼遇することにより妻の離婚請求権が生ずることとなる。

こうした氏の解釈に依るならば、夫が妾を有していたとしても、その妾を妻として扱っていない限りは、妻は夫との離婚を求めることができなことを意味する。そのため、一九三五年家族法の法文と比較すると修正はされているものの、夫婦間における平等性の観点からは未だに発展しておらず、離婚事由を夫婦平等に修正すべき

ことが意見として提示された。二〇〇七年には、夫婦の離婚事由を定める第一五一条第一項にて「夫又は妻が他人を妻又は夫の如く扶助、生活を保障又は礼遇し、姦通を犯し、若しくは他人と習慣的に性交した時、他方は離婚の訴えを提起できる。」と規定が修正され、ここに初めて姦通を事由とする夫婦間の離婚請求権が平等なものとなった。

この点について、Phairot Kamphusiri は、次のように概説する。²³「扶助し、生活を保障する」の文言は、配偶者が他者の生活を維持するのに必要不可欠な出費（住居の購入や賃借り、電気代・水道代の支給等）の責任を負うことを示す。「礼遇」というのは、夫婦として表現するということで、人前で連れを自身の夫又は妻と紹介すること、或いは自身の両親に挨拶することが挙げられるが、配偶者として登録するほどのものは必要とされていない。他者を「礼遇する」とは、「扶助、生活を保障する」事由から区分され、例えば夫がある女性を扶助、生活を保障していなくとも、仮にその女性を妻と類似するように礼遇する行為があつた時には、離婚訴訟の事由となる。夫がお金を使うことは必ずしも求められる訳ではなく、隠れて内々で女性を妾として扱い生活を保障する形式でよい。この規定により、配偶者は相互に忠実でなければならず、自身の合法的な夫又は妻以外の人を扶助、生活を保障又は礼遇することはできない。「姦通」について、妻が姦通を犯すというのは別の男性との性交を自ら願ひ出ることを意味する。別の男性と性交した妻は当然に姦通と見做され、離婚訴訟の事由となる。「他人と習慣的に性交した時」とは、夫又は妻が自身の配偶者ではない異性と性交することである。習慣的なもの、或いは複数回に及ぶもので、一時的な臨時のものではない。

このように、民商法典家族法における妾に関連する規定の変遷を今一度整理すると、次のようになる。草案の段階では、夫が娶ることのできる妻は一人としつつも、妾を有することを禁じてはいなかったが、公布施行され

た家族法では、既に配偶者がいる者との結婚は禁じられ、また婚姻は原則として一度のみ登録でき、且つ妻も一人のみ登録可能ということとなり、形式上の一夫一婦制の法典が整えられた。しかしその反面、離婚事由には重婚の規定が設けられず、仮に重婚の状態が形成されても、裁判所の裁定を受けない限りは婚姻関係が有効なものとして扱われることとなっていた。さらに、姦通を理由とする離婚請求も夫のみに認められていた。こうした条項は徐々に修正が加えられてゆくこととなり、離婚事由の規定は、まずは夫が別の女性を妻の如く扶助、生活を保障又は礼遇していた場合は妻側からの離婚事由として認められるように改められたが、依然として夫婦間の差別は残されていた。二〇〇七年の改正に伴い、夫婦間の離婚事由の平等化が実現され、夫婦双方が相手方の姦通行為を理由として離婚を請求し得ることとなり、法文上妾を有している夫に対し妻が離婚を訴え出ることが可能となったのである。

(二) 刑法典

次に、刑法典の関連する規定を見てゆこう。妾をめぐる刑法上の問題としては、姦通罪及び重婚罪の法文を検討する必要がある。姦通罪は、配偶者が異性ととの関係を有した際に処罰され得たのか、という点で、重婚罪は、仮に夫が妻以外に妾を有し、実質的に婚姻生活に類する生活を送っていた場合に、重婚罪の適用が検討されてきたのか、という問題と関係し、重要な意味合いを持つ。また、親族に関する法文についても考察しなければならぬ。というのも、親族に妾が含まれると解釈されるならば、親族容隠や親族相盗といった法文の効果が及ぶことになるためである。

タイの現行刑法典では、姦通罪及び重婚罪は定められていない。そのため、夫が例え妾を有していたとしても、

その関係について姦通罪や重婚罪が適用され、刑事罰が科されるか否か、という問題は生じない。但し、次の公務員に対する虚偽の申告をした罪には問われ得る。

第一三七条

公務員に対して虚偽の報告をした者で、他人又は公衆に損害を与えかねない場合には、六か月以下の懲役又は一〇〇〇バーツ以下の罰金、又は懲役及び罰金を科す。

家族法の規定に基づき婚姻の際には登録の届出をしなければならぬが、その届出に際して虚偽の申し立てを行ったことにより、本規定の処罰対象となる。当該規定は既に一九〇八年刑法典に次のような規定が設けられていた。

第一一八条

何らかの事情を知り、それが虚偽であり、他人又は公衆に損害を与えかねないことを公務員に対し申告をした者に対しては、次の三つの方法の処分を下されなければならない。即ち、一つは六か月以下の禁獄、一つは五〇〇チカル以下の罰金、一つは両方を科す処分である。

一方、姦通罪及び重婚罪の条文は、現存する刑法典草案では確認されていない。しかし、刑法典の起草に携わった政尾藤吉が記した論稿から、一九〇六年草案には姦通罪の処罰規定が盛り込まれていた可能性があると考えら

れる。政尾によると同草案の第二編第七章に「風紀ニ対スル罪」が設けられ、第一節が「風俗ヲ害スル罪」、第二節が「強姦猥褻姦通ノ罪」となっているためである。⁽²⁵⁾ 刑法草案の章立てを比較すると、一九〇七年修正草案では、第二編第六章“Offences against Morals”には“Offences against Public Morals”及び“Rape and Indecent Assault”⁽²⁶⁾が設けられているが、姦通罪は条文も、また章立ての文言にも含まれていない。それ以前に編まれた草案は現存していないため、詳細なことは不明であるが、一九〇〇年二月に脱稿された刑法草案の章立てが記された資料によると、“Offences against Public Morals”には“Indecency, Rape, etc.”及び“Unnatural Offences”の罪が規定されていたことが示されている。⁽²⁷⁾ 同草案に姦通罪の規定が盛り込まれていたかについては判然としない。

仮に一九〇六年草案に姦通罪が盛り込まれていたとするならば、何故規定が設けられたのだろうか。編纂者であった政尾やパドゥーの書き記した論稿では両者ともに、姦通罪に関する議論について詳述していないためはつきりとしたことは分らないが、刑法典の編纂過程では、フランス刑法典、インド刑法典、ベルギー刑法典、オランダ刑法典、イタリア刑法典、日本刑法改正案、エジプト刑法典、さらにはドイツ、デンマーク、ハンガリーの刑法典等、各国の刑法典を参照しながら作業を行っており、⁽²⁸⁾ 多くの国々では姦通罪の条項が設けられていたこと、⁽²⁹⁾ 且つ政尾及びパドゥーは共に姦通罪を規定する国の出身者だったこと、そのために草案にも姦通罪の処罰規定を用意したのではないだろうか、とも考えられる。

ところが、公布施行された一九〇八年刑法典には、姦通罪及び重婚罪の何れの規定も置かれていない。これは、チュラーロンコーン王（ラーマ五世）が一九〇八年一月に出した法律改革に関する勅令と関連する可能性がある。国王は、改革を行うにあたり異なる習慣や伝統を盲目的に模倣することに警鐘を鳴らし、法典整備の際にはタイ

の社会に適合すべきか否か、特に家族法の分野において常に考慮することとした結果、一夫一婦制の導入に伴い、婚姻関係を登録することになった一方で、重婚罪の規定は社会で未だに受容するまでには至っていないとの判断がなされ、そのため刑法上の罰則規定が設けられることは無く、あくまでも公務員に対する虚偽の申し立てをしたことによる刑事上の罰則規定が設けられることとなった。^⑩

さらに、親族の規定について見るならば、一九〇八年刑法典には次のように尊属や卑属といった文言が盛り込まれた条文が設けられた。

第五四条

第二八八条乃至第二九六条、第三〇四条乃至第三二一条、第三二四条乃至第三二九条及び第三四〇条に規定する財産に対する罪を犯した者で、直系の尊属、即ち自身の父、母、父方の祖父、父方の祖母、母方の祖父、母方の祖母、曾祖父母、及び直系卑属、即ち自身の子女、孫、曾孫、玄孫による直系血族に損害を加えた者は、その罪につき定めている刑の半分に減刑する。

もし、当該罪を夫が妻に対して、又は妻が夫に対して犯した場合は、これを罰しない。

ここに列挙されている規定には、窃盗罪が含まれている。例えば、第二八八条では次のように定められていた。

第二八八条

不正に他人の財産の全て又は財産の一部を、仮にその人の許可なく窃取した者は、それは即ち窃盗の罪となり、

三年以下の禁獄、そして五〇〇チカル以下の罰金を科す。

このように窃盗罪を適用するのに際して親族の場合には刑が減刑されるという点では、日本での親族相盗に類似する法的効果が与えられていた。但し、親族の範囲を規定する条文は置かれていない。この点について政尾は、「暹羅では昔から親族の間の盗罪といふものは罰せぬことになって居る、それで暹羅の新刑法の第五十四条には配偶者間及び直系の尊属又は直系の卑属間の盗罪は之を罰せずといふことになって居る、別に日本にあるやうな親族例といふものはございませぬ、それで配偶者とか直系尊属とか直系卑属といふやうなことの定義は刑法の中には与へてなくて、是は全く習慣法に譲つてある。」⁽³¹⁾と言及しており、妾が親族に含まれるか否か、という議論がなされることはなかったと思われる。

以上のように、現存するタイ刑法草案には、姦通罪、重婚罪の処罰規定や親族の範囲に関する規定は盛り込まれていない。姦通罪に関しては規定が置かれた形跡はあるように思われるが、起草段階で修正が加えられたのではないかと見られる。こうした規定は、妾をめぐる問題として議論され得る問題であるが、タイにおいてはそもそも条文が設けられていなかったためか、刑法上の問題としては大きく意識されることはなかったようである。

二・ デイカー裁判所の判決

では、実際の裁判の中で、妾との関係は如何に扱われたのだろうか。デイカー裁判所の判決を中心に具体的事

案に着目する。³²⁾

家族法施行前は男女の婚姻関係が認められるためには、儀式を挙げることで、若しくは周囲にその関係を公にすることが要件となっていたことが示されている。[「ディカー裁判所：995/1919.11.25」]では、男性が結婚に際して金銭を女性側の家族に支払ったものの、当該男性は刑事訴追を受けていたために実際に結婚の儀式は行われず、後に女性側が儀式の挙行及び金銭の返還を拒否したため、男性が金銭の返還を求めた事案であるが、判決では正式な結婚関係が認められるためには婚禮の儀式が必要不可欠であるとして、男性が結納時に支払った金銭の返還請求を認め³³⁾た。[「ディカー裁判所：131/1922.6.26」]も夫婦の要件を示した判決である。当該事案では、男性が女性を女性宅から連れ去った後に自宅に同居させたものであったが、この関係を夫婦と認めるかについて争われた。アユッタヤーでの第一審は女性を法律上の妻と見做したが、控訴審では法律上の夫婦関係ではなく、単なる愛人と妾の同居関係に過ぎないと判示した。ディカー裁判所でも男女は同居していたとは言え婚姻関係には無く、単なる同居関係は夫婦と扱わなかった。[「ディカー裁判所：311/1923.9.22」]においても、男性が女性を女性の母親の承諾無しに家から連れ出し同居していた案件であったが、法律上の夫婦関係を否定した。さらに、[「ディカー裁判所：1006/1931.3.30」]でも儀式を挙げたことで夫婦が結婚していることを認めている。その他にも、儀式によって妻となった場合にはその旨が表示される等〔「ディカー裁判所：213/1921.7.26」〕[「ディカー裁判所：1229/1930.3.24」]、夫婦関係が認められるためには婚姻儀式の有無が判断材料の一つとなっていた様子が窺える。その一方で、[「ディカー裁判所：1060/1930.1.10」]の事例で見ると、男女が公に同居していることが周知されている場合には、夫婦と見做したようである。[「ディカー裁判所：921/1931.3.26」]では、婚姻の儀式を経³⁴⁾ずして長年連れ添った男女を夫婦と認めている。ここでは儀式を挙げなくとも、公に夫婦として生活している場合には

婚姻関係があるものとして扱っている。

家族法施行後には、夫婦の成立要件を従来よりも厳格に見ている。「ディカー裁判所：137/1938.6.7」は、夫婦が結婚する際に金銭の授受があり、さらに婚姻の儀式も挙行されたが、妻が婚姻の登録を拒否したため、夫が妻に対し婚姻の登録を求め、仮に登録を拒否する場合には支払ったお金を返還するよう求めた案件である。妻側は結婚の登録には合意したことはないと反論したが、下級審の判決では婚姻の儀式を挙げているものの、婚姻の登録がなされていないために夫婦とは認められないこと、従ってもし婚姻の登録を希望しない場合は受け取った金銭を返還しなければならない、と判示された。ディカー裁判所も、婚姻の儀式を挙げその後も同居して生活をしていることは単に夫婦生活を送っているかのような印象を与えるが、登録をしない限り法律上の有効性が与えられるものではなく、法的には夫婦と見做し得ない、とした。正式な登録手続きを経ることで初めて法律上の夫婦の要件を満たすことが示された点で注目される事例である。³⁴「ディカー裁判所：496/1940.10.8」も、婚姻の儀式を挙行し、同居していたにもかかわらず登録手続きを行っていなかった男女が当事者となっている事案であるが、第一審では男女を夫婦として認めたのに対し、控訴審では家族法の規定に従い結婚する際には登録をしなければならぬこと、婚姻の儀式を挙行しているが婚姻の登録はなされていないこと、を理由として法的には夫婦とは言えない旨を明らかにし、ディカー裁判所も例え同居していたとしても法律上夫婦の要件を満たしていないことを指摘、夫婦関係を認めなかった。

但し、家族法施行前に既に事実上の婚姻関係を結んでいる男女が当事者であった場合には、「ディカー裁判所：1293/1936.1.1」³⁵、「ディカー裁判所：1253/1936.12.26」³⁶、「ディカー裁判所：246/1937.7.8」³⁷等で見られるように、新法の適用範囲外であったことが確認される。これは、民商法典施行条例において次のように定められていたた

めであった。

第四条

本法典の規定は以下の場合には影響を及ぼさない。

- (一) 本法典が施行される以前に婚姻し、その婚姻によつて生じるところの家族関係。
- (二) 本法典が施行される以前の子どもの保護権、監督権、養子縁組、若しくはそれによつて生じるところの権利義務関係。

やや特殊な事案としては、儀式を挙げずに一七年間の夫婦生活を送つた妻が、夫による暴力を理由として離婚を訴えた事案「ディカー裁判所：589/1939.9」がある。ディカー裁判所は、家族法施行以前から当事者が夫婦関係を有していたため儀式を挙行せずとも夫婦と見做したが、特徴的なのは当該事例で問題となつた夫が妻を棒で殴打するような暴力行為は民商法典第一五〇〇条に規定する離婚事由に該当するものとして、新法に基づく離婚事由を認めたことである。

タイ近代期の裁判事例を通じて、夫が妻以外に妾を有している様子が散見される。例えば、「ディカー裁判所：24/1925.5.26」は夫に妻の借金に対する法的責任があることを認めた判決であるが、まず女性が妻の立場にあることを確認し、妾に対する借金の法的責任とは異なることが判決内で示されている。同様の妻或いは妾の借金に対する夫側の法的責任を問う案件では、女性が妻であるのか否か、ということが重要な要素を持つていたと見られ、「ディカー裁判所：856/1926.3.14」や「ディカー裁判所：444/1928.10.13」でも、妻の借金に対

する夫の責任を肯定した。他にも、女性が男性と別離することを訴えた事件で、“mai jai pen mia ti teng ngan”（結婚による妻ではない者）の立場にある女性が、別離の訴えを取り下げる代わりに妻としての地位を認めることを求めていた事案も報告されている。⁽³⁵⁾ こうした妻と妾を区別している旨を示した案件に、「ディーカー裁判所：614/1932.1.30」がある。当該事例は、夫には既に妻がいたが長年妾と同居する生活を送り、夫と妾との間にも子どもが生まれたものの、夫は公務のために海外へと移転、後に帰国したが妾の元へは戻らず、妾が離別の手続きを取るために裁判所へ訴え出たというものである。その際、下級審もディーカー裁判所も原告は妾であり、法的な妻ではないことには争いが無い、との判断を示している。

では、妾と関係を有している夫に対し妻側からの離婚請求は認められたのだろうか。注目すべき二つの事案を紹介する。まず、「ディーカー裁判所：420/1928.10.5」の事案は、妻が夫から四度に亘る暴行を受けたため離婚を請求したもので、対する夫は暴行を加えたことは認めたが、それは妻が暴言を吐いたためであり、また妻への暴行は深刻な傷ではなく離婚に相当するものではないと反論した案件である。ペッチャブリー裁判所は、夫から妻に加えられた暴行が深刻な傷ではなく離婚に至る程の事由ではないとしたが、控訴審では事案をより詳細に調査、夫が妾と同居することとなったが、夫が妻を三回殴打したものの一日は夫婦関係が修復、しかしその後夫が妻に痣を作る程の暴行を加え、妻に対し殺害を仄めかす脅迫をしていたという事実により、両者が同居して生活することはできないとして離婚の請求を認めた。ディーカー裁判所は、夫が妻を適当に扱っていないこと、さらに何度も暴行を加えていることを重く見た上で、妻側の離婚請求を認めた。

「ディーカー裁判所：344/1936.7.30」も、妾を有している夫に対し妻が離婚の請求を訴え出た事案である。妻側の主張は、夫と公式に夫婦となっており、夫は将来的に他の妻を娶らず現在の妾と別れることを妻に約束したが、

夫はその約束を破り、従来通り妾と共に住み妻を適正に扱っていない、というものであった。対する夫は妻と約束を交わしたことは認めたが、妾とはもはや関係を有しておらず、妻を適正に扱っていない云云というのは、妻の行為が悪かったために折檻したに過ぎない、と反論した。ディカー裁判所は、夫による約束は法的に効力があるのか、夫が妾と別れることについての法的効力は無いのか、約束は守られなかったのか、等の諸点を勘案し、夫が妻に対して行った約束は有効であり、夫が依然として妾の元を訪れ続けていたことから妻の離婚請求を認容した。

両案件を見ると、いずれも妾と関係を有している夫に対し妻の離婚請求が認められた事例であるが、妾と関係している事実のみでは離婚事由として取り上げられてはいない。それぞれ、夫の妻に対する処遇を原因として妻側からの離婚の訴えが認められているという背景がある。

ここで妻からの離婚請求が認められる判断基準を見るために、別の案件を示してみたい。「ディカー裁判所…240[1921.82]」は妻が離婚を訴え出た事例である。妻側は夫が結婚後二か月で妻に暴行を加え、実家へ帰省していたにもかかわらず強制的に連れ去つたと主張、対する夫側は病気の療養のために帰省していたが、回復後に妻を自宅へ招いたところこれを拒否し自分を罵倒したため、妻の背中を剣の平らな部分で三度程殴打したが深刻な傷を与えたものではないと反論した。チャングワッドの第一審は、当該行為は離婚に至る程の事由ではないことを理由に妻の離婚請求を認めなかった。控訴審では、夫は妻が姦通行為に及んでいるとの虚偽の事実に基づき妻を批難していることは重大な侮辱に該当すること、また夫が妻に剣を用いて殴打したことは不道徳であること、を考慮し重大な離婚事由になるものと判断した。しかし、ディカー裁判所は夫が妻に対し剣で殴打して青地を作つたのに過ぎないのであり、法律上離婚を認める程の重大な事由とは認められないとして、妻側の訴えを離婚成立

事由として承認しなかった。

このように、妻の離婚請求が認められる基準について事例を比較して見るならば、当初は暴力を伴う行為であっても離婚が認められるものではないとしていたが、次第に夫の暴行行為を離婚事由と認めるようになっていくことが示される。こうした妻からの離婚請求を柔軟に判断し認容している過程は次の判決からも確認できる。「ディカー裁判所：350/1931.10.2」は、夫が猥褻目的で拉致した女性と結婚した事案で妻が夫に対して離婚を請求したものである。下級審では夫が妻を適正に扱っていないという証拠が無いこと等を理由として離婚請求の訴えを認めなかったが、ディカー裁判所では夫が妻を拉致していることについては有罪判決が下され妻にも影響を及ぼしていること、仮に今後とも夫婦生活を続けるのであるならば妻は周囲の恥晒しになりかねないこと、等の諸事情を指摘し、今後夫婦として生活できない程の屈辱的な恥を相手に与えた場合は当事者が離婚を請求することができるとして、下級審判決を覆した。「ディカー裁判所：241/1938.14」も夫婦の離婚の事案である。事実の概要は、夫が妻に対し残酷な扱いをしていること、例えば妻を家から放り出し、妻の殺害を仄めかし、扶養する意思も最早無いことを告げた、というものであった。第一審では離婚を認める程のものではない、として妻の訴えを認めなかったが、控訴審及びディカー裁判所は夫が妻を扶養するための意思を有していないことは明白であるとして、当該事由は離婚を認めるものと判示した。こうした夫の行為を理由に妻が離婚を請求した事案として、「ディカー裁判所：206/1940.7.22」がある。この事例では、夫の有罪判決が下されたことは、妻が侮辱されたことに該当すると認め、妻は離婚請求をし得るものとの判断を示した。

以上、タイの近代期におけるディカー裁判所の判決を見てみると、夫が複数の女性と関係を有することが認められていたような記録が残されている。その一方で、男女の婚姻関係が肯定されるためには儀式の挙行、或いは

公的に夫婦関係を周囲に知らしめることが求められていたこと、さらに女性が妻なのか、或いは妾なのか、という判断が求められる事案もあり、裁判所では夫婦の要件を満たす基準に依拠して判断していたことも示される。家族法施行後は、夫婦関係の成立の有無を法律に照らしてより厳格に見ており、原則として婚姻の登録がなされていない限りは法的に夫婦と扱われないこととなった。夫婦の離婚をめぐって、夫の蓄妾行為自体は離婚事由とは認められていなかったが、妾を有している夫の妻に対する接し方が適切なものではないとの理由で以って妻側の離婚請求を柔軟に認めるようになっていく過程が示され、近代タイの妻や妾の立場を考察する上では意義深い。

結

タイにおける妾をめぐる論議は、婚姻法の形式として伝統的な固有法に従うのか、それとも西洋諸国に倣って一夫一婦制を導入するのか、という問題と直結していた。制定された一九三五年民商法典家族法の法文は、一見すると夫婦は互いに一人の配偶者しか登録することができず、一夫一婦制を採用している法典となっていることが確認できる。ディカー裁判所の判決について見ると、当初は婚礼の儀式を挙げ、或いは公に夫婦であることを周知させている場合に婚姻関係を結んでいるものと判断していたが、家族法の施行に伴い、婚姻の登録をしている場合にのみ夫婦と見做していることから、法文で定めている登録制の要件を重視していたことが分かる。

但し、必ずしも厳格な一夫一婦制が採られていた訳では無い。一つには、重婚の禁止が離婚事由として規定されていなかったことが挙げられる。仮に、重婚の状態が形成された場合であっても、裁判所の宣告が無い限り婚姻関係を無効とすることは許されなかったため、婚姻関係が曖昧となる場合があった。さらに、離婚事由の規定

を見ると、妻の姦通は夫の離婚事由となるが、反対に夫の姦通行為は妻の離婚事由としては認められておらず、夫の蓄妾行為を容認し得るものとなっていた。裁判例で登場する妻と妾との関係を見ても、夫が妾を有している際に、場合によっては妻側の離婚事由として認められる事例があり、次第に妻側の離婚事由をより寛容に判断する姿勢であったことが分かるが、妾を有することのみでは離婚が成立する要因とは見ていなかった。また刑法典でも、姦通罪や重婚罪の規定は設けられていなかった。重婚罪が明記されなかったのは、近代期にタイの社会では未だに重婚罪の処罰規定を受け入れることが難しいと考えられたことに起因すると思われる。仮に婚姻関係を複数有していた場合、公務員に対する虚偽申告の罪に問われ得るが、正式な婚姻関係を結んでいない場合には処罰の対象とはならないために、妾を有することが可能となる要因ともなった。即ち、妾を娶った夫に対しては刑法上処罰することは想定されていなかったのである。

このように、タイの近代立法過程では一夫一婦制を原則とした法典を整備しながらも、依然として妾を有することを暗に容認する法制度が事実上形成されており、ある種の一夫一婦容妾制とも言える体制が採られていたことが分かる。

本稿では、法文及びディカー裁判所の判決を中心にタイにおける妾をめぐる問題に焦点をあてた。その一方で、メディア内でも、一夫一婦制や妾に関連して重要な議論が展開されているが、紙幅の関係上妾に関連する当時の社会における動向や議論の行方については考察し得なかった。また、妾自身の法的問題に焦点をあてたため、妾の子どもを取り巻く法的状況について扱うことができなかった。こうした点は、別稿にて明らかにしてゆくこととした。

註

(1) 例えば、三印法典夫婦法の第三二条には、「戦闘に行き、女性の捕虜を獲得した者は、これを主妻(妻)／側妻(妾)／奴隷妻として扶養することもできる。その女性と姦通をした男性は有罪となる。勅令により罰金を科される。」と、規定されていた。

夫が妻となる女性の親から許諾を受け、正式な婚禮を行った際には「主妻」となり、夫が相手側の親の許諾を得ず、また婚禮を経なければ「側妻」となる。家族法の編纂作業が本格化する以前には、妻の定義をめぐり模索がなされていた。一九一三年には Nai Siang Neibanthit 及び Luang Phisalansan は夫婦の婚姻関係の基準として、男女の性的関係と共に公開の儀式を要することを示していた。Tamara Loos, *Subject Siam: Family, Law, and Colonial Modernity in Thailand*, Cornell University Press, 2006, Ithaca, pp.137-140.

(2) 先行研究としては、家族法史の領域から見たものに、前掲(註1) Tamara Loos, *Subject Siam: Family, Law, and Colonial Modernity in Thailand* が、社会史や女性史の観点から分析を試みたものに、Suwadee T. Patana, “Polygamy or Monogamy: The Debate on Gender Relations in Thai Society, 1913-1935” in

IAHA 13th Conference, Sophia University, Working Drafts Vol. VI, September 5-9, 1994, Tokyo. & Leslie Ann Jeffrey, *Sex and Borders: Gender, National Identity, and Prostitution Policy in Thailand*, University of Hawaii Press, 2002, Honolulu. があ。他に、飯田順三「タイ法の近代化―婚姻法をめぐって―」湯浅道男・小池正行・大塚滋編『法人類学の地平』成文堂、一九九二年、一七九―一八六頁、及び同「タイ法の近代化過程における婚姻法の発展」『法社会学』第四五号、日本社会学会、一九九三年四月、二一五―二一八頁、があり、西澤希久男氏も鮎京正訓編『アジアガイドブック』名古屋大学出版会、二〇〇九年、内の第八章「タイ」にて法史を概説する中で、「一夫一婦制に関連する問題について言及している。

(3) タイ語では、妻と妾という言葉を示す場合には多くは“mia”という単語が用いられる。単に“mia”という場合には妻を意味するが、複数の場合には“mia luang”と“mia nooi”と使い分けている。前者は直訳すると「主要な妻」即ち妻を意味し、後者は「地位の低い妻」つまり妾を示す単語となる。この区分については、近代期に出版されたタイ語の辞書でも記されている。E.B. Michell, *A Siamese-English Dictionary: For the use of students in both languages*, 1892,

Bangkok, p.198.; B.O. Cartwright, *Potanananukrom Thai Angkrit: A Siamese-English Dictionary*, The American Presby. Mission Press, 1907, Bangkok, p.477.

但し、妻と妾ではその法的立場が異なっていたことは法文や判決例を見る限り明らかである。例えば、一九三五年民商法典第一六三六条は、民商法典が施行される前に既に関係を有していた妻や妾が複数いる場合の相続分を定めているが、妾の相続分は妻の相続分の二分の一とする規定が置かれた。さらに、後述するように、妻或いは妾の借金をめぐる夫の法的責任を問う裁判事例でも、妻と妾との法的区別を明確にしている。

- (4) Adul Wichiencharoen and Luang Chamroon Netisatra, "Some Main Features of Modernization of Ancient Family Law in Thailand", in David C. Buxbaum (ed.), *Family Law and Customary Law in Asia: A Contemporary Legal Perspective*, Martinus Nijhoff, 1968, The Hague, pp. 89-106. 内に覚書の内容が転載されている。

(5) 国王自身は一夫多妻婚が文明国として相応しい制度では無いことに理解を示していたが、婚姻法規は実社会を反映していなければならず、一夫多妻制が未だに

存在している以上はこれを認めざるを得ないとの認識にたった。Walter F. Vella, *Chaiyo! King Vajiravudh and the Development of Thai Nationalism*, University Press of Hawaii, 1978, Honolulu, pp.155-157.

- (6) 王子は「既に一九一一年に一夫多妻制は社会に害悪を齎しかねないことを国王に進言していた。『The Late Prince Svasu, His Life in Three Reigns』, The Bangkok Times, 1935.12.12.

(7) 前掲(註4) Adul Wichiencharoen and Luang Chamroon Netisatra, "Some Main Features of Modernization of Ancient Family Law in Thailand", p.97.

- (8) 三木栄「暹羅の法典編纂と政尾博士」『台湾時報』昭和一〇年一月号、台湾総督府台湾時報発行所、一九三五年一月、九九一—一〇〇頁。

(9) 同右、一〇〇頁。

- (10) "The Law of Husband and Wife, Amendment Act Gazetted", The Bangkok Times, 1931.2.24.

(11) "Law of Husband and Wife", The Bangkok Times, 1931.11.23.

(12) The Bangkok Times 紙の記事によると、夫が登録できる妻の人数に関する議論は一旦先送りとなったことが記されている。『The Assembly, Some Draft Acts』, The Bangkok Times, 1933.10.7.

- (13) “The Assembly: The Wife Again”, *The Bangkok Times*, 1934.1.23. “Marriage”, *The Bangkok Times*, 1935.12.14.
- (14) この点に基づき、蕃妾制から一夫一婦制へと転換したと見ているものもある。「新戸籍法及其産主義法改正法」『南支那及南洋情報』第五年第二十一号、台湾総督官房調査課、一九三五年一月、一九頁。
- (15) Phraya Sarikaphongthamphlat Manuuphaatyuktisaphapadii, *Khambanyai Kotmai Khrophkrua* [講述 家族法], Khurusapha, 1967, Bangkok, p.85.
- (16) Sanya Dharmasakti, *A Working Paper for United Nations Seminar on The Status of Women in Family Law*, May 8-21, 1962, Tokyo Japan, pp.17-18.
- (17) 東京大学東洋文化研究所図書室所蔵の『*Kotmai Pheng le Phaanit waaduai Khrophkrua* [民法典家族法について] (著者 出版年不明) p.78. の記述に於て。
- (18) 前掲 (註15) Phraya Sarikaphongthamphlat Manuuphaatyuktisaphapadii, *Khambanyai Kotmai Khrophkrua* [講述 家族法], pp.87-88.
- (19) 前掲 (註16) Sanya Dharmasakti, *A Working Paper for United Nations Seminar on The Status of Women in Family Law*, pp.18-19.
- (20) Adul Wichiencharoen, “The Marriage and Divorce Laws of Thailand”, in Kojiro Miyazaki (ed.), *A Comparison of Laws Relating to Marriage and Divorce V South-East Asia (1)*, Keiso-Shobo, 1965, Tokyo, pp. 515-516, 529.
- (21) Wimolsiri Jamnarwej, *A Working Paper for The XVI Convention of The International Federation of Women Lawyers on The Status of Women in Civil Law*, November 14-23, 1971, Santiago Chile, pp.38-40.
- (22) Virada Somsasdi, *Kotmai Khrophkrua (phim khwang thii soong)* [家族法 [第三版]], Kofai, 2003, Bangkok, pp.170-174.
- (23) Phairot Kamphusiri, *Khamathibai Pramuan Kotmai Pheng le Phaanit bap haa Khrophkrua (chabap phim khwang thii cet keekhai pheentem)* [概説 民法典第五編家族 [第七版増補]], Thammasat University Press, 2010, Bangkok, pp.201-203.
- (24) アジア法史という観点から中国での状況を見るならば、中国では、夫と妾とは婚姻関係に無く、法律上重婚とは扱われなかったが、夫の納妾行為は重婚に等しいものと認識され、重婚罪の適用の可否について議論が交わされている。この問題については、拙稿「近代

中国における妾の法的諸問題をめぐる考察』『東洋文化研究所紀要』第一六六冊、東京大学東洋文化研究所二〇一四年二月、一八四（一〇二）—一三六（一四九）頁、にて検討している。

(25) 政尾藤吉「暹羅国刑法草案」『法学協会雑誌』第二五巻第五号、法学協会、一九〇七年五月、七三—七三六頁。

(26) 当該修正草案は、*Revised Draft of the Proposed Penal Code for The Kingdom of Siam*, April, R. S. 126. とし、イェール大学法学部図書館に所蔵されている。

(27) 「各国刑法関係雑件」（外務省外交史料館所蔵：第四門—第一類—第一項—第二五号）。

(28) Georges Padoux, *Report on the Proposed Penal Code for The Kingdom of Siam, Submitted to His Royal Highness Prince Rajuburi Director Minister of Justice (August 1906)*: Reprinted in M. B. Hooker (ed.), *Laws of South-East Asia*, vol. 2, *European Laws in South-East Asia*, Butterworth and co., 1988, Singapore, pp. 580-584.; Tokichi Masao, "The New Penal Code of Siam" in *The Journal of the Siam Society*, Vol. 5, Part. 2, September 1908, Bangkok, pp. 1-14.; Tokichi Masao, "The New Penal Code of Siam" in *The Yale Law Journal*, Vol. 18, No. 2, December 1908,

New Haven, pp. 85-100.

(29) 当時参照された諸外国の法典を見ると、フランス・ベルギー・イタリア・エジプトの各刑法典には、姦通の罪を犯した婦人に対する処罰規定が置かれていた。日本では刑法草案より一貫して「有夫ノ婦」を処罰する姦通罪の規定を設けていた。ドイツ刑法・ハンガリー刑法では、夫婦共に姦通を理由として平等に処罰される規定を有していた。

(30) Svaeng Boonchalemwipas, *Pravattisat Kotmaai Thai (phim khurang thi sip)* [タイ法制史「第一〇版」], Winychon, 2011, Bangkok, pp.256-257.

(31) 政尾藤吉「暹羅の新刑法に就て」『法学協会雑誌』第二五巻第一号、法学協会、一九〇七年一月、一六四—一六五頁。

(32) デイカー裁判所とは最高裁判所である。一般的にタイの判決の位置付けについては、先例を重視するが絶対的な拘束性は認められてはいない、と説明されている。安田信之『東南アジア法』日本評論社、二〇〇〇年、二四—二頁。

尚、本稿を執筆するにあたり、デイカー裁判所の判決要旨が下級審の判決と併せて詳細に載せられている英字新聞『The Bangkok Times』紙を用い、調査を行った。(33) 結婚に際して、夫となる男性が妻となる女性に支払

うのが“Khongman”で、妻となる女性の保護者に婚約時に支払うのが“Sinsod”である。このことについては、一九三五年民商法典第一四三六条に規定された。“Khongman”は結婚後には女性の所有となり、婚姻が行われなかった際には男性側の“Sinsod”の返還請求が認められているため、離婚の事例では婚姻関係の有効性を争うと同時に、しばしば金銭の返還請求が見られる。

(34) 本事例については、海外からも関心を持たれている旨が記されている。The Bangkok Times, 1939.4.1.

(35) “The Divorce Case”, The Bangkok Times, 1923.9.26, 1923.10.4.

